

2024年8月1日策定

スチュワードシップ責任を果たすための方針

企業年金スチュワードシップ推進協議会

1. 基本方針

企業年金スチュワードシップ推進協議会（以下、「協議会」という。）は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、「コード」という。）において、「資産保有者としての機関投資家」（以下、「アセットオーナー」という。）に求められる、運用機関におけるスチュワードシップ活動のモニタリングについて、企業年金（確定給付企業年金を実施する事業主、企業年金基金、及び存続厚生年金基金）が協働して実施すること（以下、「協働モニタリング」という。）を目的に設置された組織です。

協議会は、アセットオーナーにより構成された組織として、コードの受け入れを表明し、企業年金から国内株式の運用委託を受けている全ての運用機関（以下、「運用機関」という。）に対し、スチュワードシップ責任を果たすため、投資先企業の持続的成長に資するよう責任ある機関投資家として行動することを求めます。

なお、運用機関は、協議会が実施する協働モニタリングへの対応を理由に、顧客である企業年金への個別の報告または説明について、省略または免除されるものではないことに留意してください。

2. コードの各原則に対する方針

（原則1）

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

協議会は、アセットオーナーにより構成された組織として、スチュワードシップ責任を果たすため、本方針を策定し、公表します。なお、協議会の正会員であるアセットオーナーは、本方針に同意のうえ協議会の活動に参加しています。

協議会は、運用機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し公表（コードの受入れ）するとともに、実効的なスチュワードシップ活動を行うことを求めます。

また、協議会が実施する協働モニタリングは、効率的かつ実効的に運用機関に対するモニタリングを行うことを目的としており、協議会は、運用機関に対し、協働モニタリングへの参加、協力を求めます。

(原則 2)

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

協議会は、運用機関に対して、運用機関がスチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について明確な方針を策定し、これを公表することを求めます。

(原則 3)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

協議会は、運用機関に対して、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確かつ継続的に把握することを求めます。

(原則 4)

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

協議会は、運用機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、サステナビリティを巡る課題も含めた問題の改善に努めることを求めます。

(原則 5)

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

協議会は、運用機関に対して、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を策定し公表することを求めます。また、議決権の行使結果については、コードの指針に沿って公表することを求めます。

(原則 6)

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

協議会は、運用機関に対して、スチュワードシップ活動の実施状況について、議決権の行使や自己評価の結果を含め、定期的に報告を求めます。

協議会は、運用機関のスチュワードシップ活動の実施状況、及び協議会による協働モニタリングの実施状況について、ウェブサイトで公表します。

(原則 7)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

協議会は、運用機関に対し、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えることを求めます。

なお、協議会が実施する協働モニタリングは、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けるものでもあり、運用機関の投資先企業に対する対話や判断を適切に行うために有益であると考えます。

また、協議会は、加入するアセットオーナーによる意見交換の場や勉強会等の機会を設け、スチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めます。

(原則 8)

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

協議会は、議決権行使助言会社・年金運用コンサルタントを含む機関投資家向けサービス提供機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めることを求めます。

本方針に同意した正会員の名称

正会員 163 (2025年3月31日現在)

愛三工業企業年金基金	愛知機械工業株式会社
愛知時計電機企業年金基金	秋田銀行企業年金基金
朝日新聞企業年金基金	アステラス企業年金基金
アフラック企業年金基金	アマダ企業年金基金
阿波銀行企業年金基金	池田泉州銀行企業年金基金
インダ企業年金基金	いすゞ自動車販売企業年金基金
イノアック企業年金基金	岩手銀行企業年金基金
内田洋行企業年金基金	A I G企業年金基金
S M K企業年金基金	S M C企業年金基金
SWCC株式会社	N E C企業年金基金
N E Cネッツエスアイ企業年金基金	N T N企業年金基金
オークワ企業年金基金	大阪トヨタグループ企業年金基金
大阪府建築企業年金基金	大阪府電設工業企業年金基金
大阪薬業企業年金基金	岡山県自動車販売店企業年金基金
オリンパス企業年金基金	外食産業ジェフ企業年金基金
株式会社大林組	株式会社奥村組
九州電力株式会社	キューピー企業年金基金
キョーリン企業年金基金	きらぼし銀行企業年金基金
空調衛生企業年金基金	クボタ企業年金基金
グリコ企業年金基金	群馬銀行企業年金基金
経済産業医療企業年金基金	K D D I企業年金基金
京葉銀行企業年金基金	公庫企業年金基金
高知県機械金属工業企業年金基金	興和企業年金基金
コクヨ企業年金基金	小林クリエイト企業年金基金
佐賀銀行企業年金基金	鷺宮企業年金基金
サッポロビール企業年金基金	三愛オブリ企業年金基金
山陰合同銀行企業年金基金	三十三銀行企業年金基金
サントリー企業年金基金	サンヨー連合企業年金基金

サンリオ企業年金基金	G & Eみらい企業年金基金
ジェイティービー企業年金基金	JVCケンウッド企業年金基金
ジェーシービー企業年金基金	四国銀行企業年金基金
四国薬業企業年金基金	ジャックス企業年金基金
ジヤトコ株式会社	JMS A福祉企業年金基金
城北信用金庫	昭和グループ企業年金基金
住友電気工業企業年金基金	住友理工企業年金基金
セブン&アイ・ホールディングス企業年金基金	全国印刷製本包装機械企業年金基金
全国情報サービス産業企業年金基金	ぜんこくDB企業年金基金
全国ビジネス企業年金基金	全日本冠婚葬祭互助会企業年金基金
総合警備保障企業年金基金	倉庫業企業年金基金
大京企業年金基金	大光銀行企業年金基金
大同生命保険株式会社	ダイワボウ企業年金基金
宅建企業年金基金	千葉県日産自動車企業年金基金
千葉興業銀行企業年金基金	中央発條企業年金基金
筑波銀行企業年金基金	DIC企業年金基金
電子回路企業年金基金	電子情報技術産業企業年金基金
東京エレクトロン企業年金基金	東京建築設計企業年金基金
東京都電設工業企業年金基金	東光高岳企業年金基金
東芝企業年金基金	東和銀行企業年金基金
都市ガス企業年金基金	鳥取銀行企業年金基金
鳥取県医療機関企業年金基金	TOPPANエッジ株式会社
TOPPANホールディングス株式会社	南都銀行企業年金基金
西日本シティ銀行企業年金基金	西日本電気工事企業年金基金
日産自動車株式会社	日産自動車九州株式会社
日産車体株式会社	日産連合企業年金基金
日東電工企業年金基金	日本コムシス企業年金基金
日本製鉄株式会社	日本ハム企業年金基金
日本LPガス企業年金基金	日本碍子株式会社
日本経済新聞企業年金基金	日本ケーブルテレビ企業年金基金

日本建設機械レンタル企業年金基金	日本工作機械関連企業年金基金
日本高速道路企業年金基金	日本自動車部品工業企業年金基金
日本政策投資銀行企業年金基金	日本税理士企業年金基金
日本赤十字社企業年金基金	日本ヒューレット・パカード企業年金基金
ハウス食品企業年金基金	阪和興業企業年金基金
B I J 企業年金基金	日立建機企業年金基金
B I P R O G Y 企業年金基金	兵庫トヨタ自動車企業年金基金
広島銀行企業年金基金	広島県食品企業年金基金
広島県東部機械金属企業年金基金	ふくおかフィナンシャルグループ企業年金基金
フジクラ企業年金基金	富士精工企業年金基金
富士通企業年金基金	富士電機企業年金基金
フジパングループ企業年金基金	ブラザー企業年金基金
ベネッセグループ企業年金基金	弁理士企業年金基金
マックス企業年金基金	マツダ企業年金基金
三浦グループ企業年金基金	三井物産連合企業年金基金
三菱鉛筆企業年金基金	三菱UFJニコス企業年金基金
ミドリ安全企業年金基金	民間放送企業年金基金
明治グループ企業年金基金	明治安田生命保険相互会社
メリダジャパン株式会社	ヤクルト企業年金基金
山形銀行企業年金基金	山口県病院企業年金基金
ヤマト運輸株式会社	山梨中央銀行企業年金基金
ヤマハ企業年金基金	ユニ・チャーム企業年金基金
リケンテクノス企業年金基金	労働者健康安全機構企業年金基金
Y K K 企業年金基金	

ほか協力会員： 34
合計： 197